

上牧町学校統合準備委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、上牧町立小学校及び中学校（以下「学校」という。）の統合における諸課題を協議し、統合を円滑に推進するため、上牧町附属機関設置条例（令和2年3月条例第1号）第3条の規定に基づき、上牧町学校統合準備委員会（以下「委員会」という。）の設置、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員25名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから上牧町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 児童又は生徒の保護者を代表する者
- (3) 地域住民を代表する者
- (4) 社会教育委員を代表する者
- (5) 学校を代表する者
- (6) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 委員会は、協議事項に係る個別具体的な審議及び検討を行うため、部会

を置くことができる。

2 部会は、委員長の指名する委員（以下「部会員」という。）をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、部会長は、部会を代表し、部会の調査検討結果を委員会に報告する。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育総務課において処理する。

（その他）

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（招集の特例）

2 この規則の施行の日以降における最初の委員会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。